

事務連絡
令和6年10月4日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－の
改訂について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日ごろより御尽力いただき感謝申し上げます。

「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－（令和2年10月改訂）」については、すでに各都道府県・政令市にお送りしているところですが、今般、「PCB廃棄物無害化処理認定申請等に係る技術評価委員会（委員長：川本克也岡山大学名誉教授）」における検討結果を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年環境省令第12号）等の公布を受け、製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設における処理に関する内容を追加しましたので、別添のとおり送付します。

各都道府県・政令市におかれては低濃度PCB廃棄物の適正な処理が確保されるよう、本ガイドラインを御活用いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 珎道
TEL:03-6457-9096